

## 医療法改正（地域医療対策協議会関係）について

### 1 医療法改正

現在開会中の国会で予定されている医療法の改正には、都道府県において医師確保計画を策定することや臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲とともに、都道府県に設置が義務付けられている**地域医療対策協議会**に関する事項が盛り込まれている。

### 2 地域医療対策協議会（改正前）

根拠法令：「医療法第30条の23」

都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との**協議の場を設け**、これらの者の協力を得て、救急医療等確保事業に係る**医療従事者の確保**その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関し必要な施策を定め、これを公表しなければならない。

- 一 特定機能病院
- 二 地域医療支援病院
- 三 第三十一条に規定する公的医療機関
- 四 医師法第十六条の二第一項に規定する厚生労働大臣の指定する病院
- 五 診療に関する学識経験者の団体
- 六 大学その他の医療従事者の養成に関係する機関
- 七 当該都道府県知事の認定を受けた第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人
- 八 その他厚生労働省令で定める者

### 3 本県の現状

本県では、**医療審議会5事業等推進部会が地域医療対策協議会の役割を担っている。**

（医療審議会5事業等推進部会）

所管事項：5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む）及び在宅医療の確保に関すること並びに**保健医療従事者の確保に関すること**）  
 構成員：医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、大学医学部、市長会、ほか

### 4 地域医療対策協議会に関する医療法改正の内容

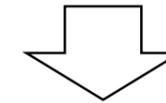
＜地域医療対策協議会の機能強化＞

**具体的な医師確保対策の実施を担う医療機関を中心に構成員を再構成するとともに、都道府県内の医師確保関係会議を整理・統合し、大学・医師会・主要医療機関等が合意の上、医師派遣方針、研修施設・研修医の定員等を決定する。**

### 5 改正への対応（案）

法律の改正をうけ、現在、地域枠医師等の医師確保施策の協議を行っている**地域医療支援センター運営委員会の構成員を再構成するとともに、名称の変更を行い、地域医療対策協議会としての役割を担うこととする。**

組織：（現 在）地域医療支援センター運営委員会



（改正後）地域医療対策協議会

所管：医師確保に関すること（地域医療支援センター関係を含む）

構成員：特定機能病院、地域医療支援病院、公的医療機関、臨床研修病院、学識経験者の団体、医師養成大学等

これに伴い、医療審議会5事業等推進部会は、地域医療対策協議会としての位置づけはなくなるが、引き続き保健医療従事者のうち医師を除くものの確保について所管する。

※ 平成30年度に、医療法改正の具体的な内容を基に、地域医療支援センター運営委員会を地域医療対策協議会とすることについて、検討する。

# 都道府県における医師確保対策実施体制の強化

平成30年1月24日  
第59回社会保障審議会医療部会

## 現状

- 医療計画における医師確保関連の記載が都道府県ごとにバラバラで、法定の「**地域医療対策**」（医師確保対策）も**17県で未策定**。
- 地域の主要な医療機関で構成される「**地域医療対策協議会**」は、**7県で未開催**（過去5年）

回数	0	1	2	3	4	5以上
都道府県数	7	1	—	2	3	34
	青森県 山形県 新潟県 山梨県 香川県 福岡県 佐賀県					

- 都道府県によっては、医師確保に関する**各種会議体が乱立**。
- 地域枠等の**医師派遣について、大学と都道府県が連携できていない**。

医師確保対策について、都道府県が主体的・実効的に対策を行うことができる体制が整っていない。

## 制度改革案

都道府県が、大学等の管内の関係者と連携して医師偏在対策を進めていくことができる体制を構築する。

### ① 医師確保計画の策定

- 以下の内容を「医師確保計画」として、法律上位置付け。（3年ごとに見直し）
  - ・ 都道府県内における医師の確保方針
  - ・ 医師偏在の度合いに応じた医師確保の目標
  - ・ 目標の達成に向けた施策内容



### ② 地域医療対策協議会の機能強化



- ・ 具体的な医師確保対策の実施を担う医療機関を中心に**構成員を再構成**
- ・ 都道府県内の医師確保関係**会議を整理・統合**

都道府県・大学・主要医療機関等が合意の上、医師派遣方針、研修施設・研修医の定員等を決定



地域医療対策協議会

協議に基づいた事務の実施



地域医療支援センター

### ③ 地域医療支援事務の見直し

- 都道府県が行う地域医療支援事務（地域医療支援センターの事務）の実効性を強化。
  - ・ **必ず大学医学部・大学病院との連携**の下で実施
  - ・ 理由なく公立病院・公的病院などに派遣先が偏らないようにする
  - ・ 地域医療構想との整合性確保
  - ・ **地域枠の医師**について、都道府県主体での派遣方針決定
  - ・ キャリア形成プログラムの策定を徹底
  - ・ 派遣医師の負担軽減のための援助の実施